

社会福祉法人 湯前町社会福祉協議会
役職員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湯前町社会福祉協議会（以下「本会という。」）定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員、理事及び監事並びに役職員以外の者（以下「役職員等という。」）の報酬並びに費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 本会の業務執行する次の者に、次表により報酬を支給する。

役職名		報酬（年額）	報酬（日額）
評議員		-	4,400 円
理事		-	4,400 円
監事	会議	-	4,400 円
	監査		5,300 円
保育所医		120,000 円	-
評議員選任・解任委員			4,400 円

(費用弁償)

第3条 役職員等が本会の会議に出席し又は、職務に従事したとき及び出張した場合には、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、別表のとおりとする。

ただし、湯前町の町長、副町長、教育長並びに一般職員が役職員等を兼ねる場合には、これを支給しない。

(附則)

1 この規程は、平成14年3月28日制定し、平成14年4月1日より施行する。

2 社会福祉法人 湯前町社会福祉協議会 役員等で非常勤の者の費用弁償に関する規程（平成6年3月1日制定）は、これを廃止する。

(附則)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成29年4月27日制定し、平成29年4月1日から適用する。

別表

区 分	費用弁償の額
評議員	日額 1,600円
理事	
監事	
生活福祉資金調査委員	
心配ごと相談員	
前項に掲げるもの以外	
保育園医	日額 6,000円